

平成26年第1回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成26年3月26日（水曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第2号議案 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について
第3号議案 幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
第4号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
第5号議案 幸田町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
第6号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第7号議案 幸田町社会教育委員に関する条例の一部改正について
第8号議案 幸田町青少年問題協議会条例の一部改正について
第9号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について
第10号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
第11号議案 幸田町河川占用料等条例の一部改正について
第12号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
第13号議案 幸田町都市公園条例の一部改正について
第14号議案 幸田町下水道条例等の一部改正について
第15号議案 町道路線の認定及び廃止について
第23号議案 平成26年度幸田町一般会計予算
第24号議案 平成26年度幸田町土地取得特別会計予算
第25号議案 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第26号議案 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第27号議案 平成26年度幸田町介護保険特別会計予算
第28号議案 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第29号議案 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第30号議案 平成26年度幸田町下水道事業特別会計予算
第31号議案 平成26年度幸田町水道事業会計予算
陳情第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第3 議員提出議案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）の提出について
- 日程第4 議員提出議案第32号 字の区域の設定及び変更について
議員提出議案第33号 幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議員提出議案第4号 閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田 等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 浅井武光君
16番 大嶽 弘君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大須賀一誠君	副 町 長	成瀬 敦君
企画部長兼 人事秘書課長	大竹広行君	総務部長	小野浩史君
住民こども部長	桐戸博康君	健康福祉部長	鈴木 司君
環境経済部長	山本幸一君	建設部長	近藤 学君
住民こども部次長兼 こども課長	児玉幸彦君	会計管理者兼 出納室長	小山信之君
教 育 長	小野伸之君	教 育 部 長	春日井輝彦君
消 防 長	山本正義君	消 防 次 長 兼 予 防 防 災 課 長	齋藤正敏君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山本忠志君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。
ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 小野浩史君 登壇〕

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

3月12日、13日の予算特別委員会及び3月24日、議会運営委員会におきまして要求のありました資料につきまして、お手元のほうに本日配付をさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 小野浩史君 降壇〕

- 議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14名であります。
議事日程は、本日、お手元に配付いたしましたとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

- 議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、4番 鈴木雅史君、5番 中根久治君の御両名を指名いたします。

日程第2

- 議長（大嶽 弘君） 日程第2、第2号議案から第15号議案までの14件と第23号議案から第31号議案までの9件及び陳情第1号を一括議題といたします。
これより委員長報告を行います。
まず、総務常任委員長の報告を求めます。
11番、笹野康男君。

〔11番 笹野康男君 登壇〕

- 11番（笹野康男君） おはようございます。
総務委員会審査結果の報告はお手元の資料の朗読をもって報告とさせていただきます。
総務委員会審査結果報告書
平成26年3月26日
議長 大嶽 弘様
委員長 笹野康男
平成26年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。
議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。
第2号 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について。災害派遣手当の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。
第3号 幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について。西三河農業共済組合の名称変更に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。
第4号 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について。国の基準に準じ、55歳を超える職員の昇給の基準を改定することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。
第5号 幸田町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。
第6号 幸田町手数料徴収条例の一部改正について（別表第2）。地方公共団体の手

数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行及び町管理道水路用地と私有地との境界立会手数料の廃止に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

〔11番 笹野康男君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

8番、酒向弘康君。

〔8番 酒向弘康君 登壇〕

○8番（酒向弘康君） おはようございます。

産業建設委員会審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

産業建設委員会審査結果報告書

平成26年3月26日

議長 大嶽 弘様

委員長 酒向弘康

平成26年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第6号 幸田町手数料徴収条例の一部改正について（別表第1）。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行及び町管理道水路用地の用地と私有地との境界立会手数料の廃止に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第9号 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第10号 幸田町道路占用料条例の一部改正について。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第11号 幸田町河川占用料等条例の一部改正について。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第12号 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について。新たに岩堀地区整備計画区域を定めることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第13号 幸田町都市公園条例の一部改正について。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第14号 幸田町下水道条例等の一部改正について。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第15号 町道路線の認定及び廃止について。道路整備等に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

〔8番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

13番、丸山千代子君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） おはようございます。

文教福祉委員会審査結果報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

文教福祉委員会審査結果報告書

平成26年3月26日

議長 大嶽 弘様

委員長 丸山千代子

平成26年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告をいたします。

第7号 幸田町社会教育委員に関する条例の一部改正について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第8号 幸田町青少年問題協議会条例の一部改正について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書。手話言語法制定を求め、国に対し意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

以上です。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

15番、浅井武光君。

〔15番 浅井武光君 登壇〕

○15番（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

予算特別委員会審査結果報告書の朗読をもって報告をいたします。

予算特別委員会審査結果報告書

平成26年3月26日

議長 大嶽 弘様

委員長 浅井武光

平成26年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に申し上げます。

第23号 平成26年度幸田町一般会計予算。総予算額131億2,000万円、第2条、債務負担行為、第3条、地方債、第4条、一時借入金、最高額10億円、第5条歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第24号 平成26年度幸田町土地取得特別会計予算。総予算額2,950万6,000円、土地取得費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第25号 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計予算。総予算額31億5,815万6,000円、国民健康保険運営費、第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第26号 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算。総予算額2億9,708万1,000円、後期高齢者医療運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第27号 平成26年度幸田町介護保険特別会計予算。総予算額17億66万3,000円、介護保険運営費、第2条、歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第28号 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算。総予算額3億2,254万7,000円、幸田駅前土地区画整理事業運営費、第2条、地方債。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第29号 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算。総予算額3億8,523万6,000円、農業集落排水事業運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第30号 平成26年度幸田町下水道事業特別会計予算。総予算額7億7,943万5,000円、下水道事業運営費、第2条、債務負担行為、第3条、地方債。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第31号 平成26年度幸田町水道事業会計予算。第1条、総則、第2条、業務の予定量、（1）給水戸数1万4,160戸、（2）年間総給水量479万7,000立方メートル、（3）一日平均給水量1万3,142立方メートル/日、（4）主な建設改良事業配水施設建設費3億4,124万4,000円、配水施設整備改良費3億5,643万8,000円。第3条、収益的収入及び支出、収入8億1,056万3,000円、支出7億9,704万1,000円。第4条、資本的収入及び支出、収入2億8,091万8,

000円、支出7億1,601万8,000円、第5条、一時借入金限度額1億円、第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費1億4,256万円、第8条、他会計からの補助金1,000円、第9条、棚卸資産購入限度額854万3,000円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

以上で、報告終わります。

〔15番 浅井武光君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 総務委員会の関係の4号議案、職員給与に関する条例の改正であります。この議案の質疑に関連しまして要求資料の提出がございました。そうした中で率直に申し上げた後、3年後には大量な職員退職があってポスト余りが生まれますよと、こういう指摘もしてきたところでもあります。そうしたことも含めて、この審議を通して現在、組織がかなり肥大化をしてくれているわけですが、ポスト余りという現状をあと3年後を控えて、3年になったらすぐ見直しはかけるという点ではなくて、内部的には十分な議論を重ねて、そして組織機構を簡素で効率的な、そして住民本位な組織に改革していくと、これは全く誰も依存のないところでもあります。まさにそういう時期が到来をする、こういう状況にあるわけですが、そこら辺も含めて、この4号議案の審議の中でそういった点での御指摘があったかどうかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 11番、笹野君。

○11番（笹野康男君） 今、伊藤議員のほうから質疑がありました。第4号議案についてでありますけれども、私の思うには本会議の質疑で十分に審議をなされたというふうに委員の方が思われ、質疑は一切ありませんでした。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まあ、皆さんがどういうふうにとめたかどうかは皆さんの心の中を割ってみなきゃわからんわけなんで、そうした点も含めていきますと、もう一つは55歳、いわゆる56歳に到達をすると、6級以上の職員に当たっては基本給と地域手当などが1.5%カットされますよと。これは当局からの提案はない。提案はないけども現実にはそういうカットが行われているという点も含めていくなれば、私は、なぜ6級以上で56歳に到達すると1.5%カットされるのかと、そこら辺についての御審議があったかどうか答弁をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 11番、笹野君。

○11番（笹野康男君） お答えしようがないわけでありまして。質疑がございませんでした。

よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
次に、予算特別委員長報告に対する質疑を許します。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、予算特別委員長報告に対する質疑を打ち切ります。
これをもって、質疑を終結いたします。
これより、上程議案23件と陳情1件について討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。
13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） それでは、上程されております議案に対して順次討論をさせていただきます。

第4号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。55歳を超える職員の給与については、2012年の人事院勧告に基づいて、2014年1月から55歳以上の国家公務員の昇給を原則停止するというものであります。2013年6月17日に成立したものを受けて、町の職員も同様にするというものであります。

55歳を超える職員について、勤務成績が極めて良好である場合、または特に良好である場合に限り行うものとし、標準の勤務成績では昇給を行わないものと、昇給抑制と職員間を差別する昇給停止であります。

私ども日本共産党は国会で、政府として民間には賃上げを要求し、公務員には賃下げを押しつけるのは政策として矛盾をしている。55歳を超える職員の昇給抑制は賃下げ法や退職手当の大幅な削減が行われているもとで、高齢層職員の士気や人生設計に多大な影響を与え、若手職員にも将来不安をもたらし、人事評価制度とも矛盾するとして反対をしてきました。

2014年4月1日現在の対象となる職員は48人で、昇給停止による影響額は年間58万円ということでありました。昨年8月に管理職48人に対して、勤務評定の標準化を図ると研修をしたということで、今までにも標準で差をつける運用はしておらず、これからもその方向で実施するというものであります。しかし、2013年度から退職手当が大幅に削減され、さらに55歳昇給停止という前例のない生涯賃金の削減は、職員に対して大きな不利益が生じるものであります。

また、民間労働者にとっても影響は大きく、広く労働者全体の生活水準、地域経済に

も及ぶこととなり反対するものであります。

次に、第9号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について。第10号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について。第11号議案 幸田町河川占用料等条例の一部改正について。第13号議案 幸田町都市公園条例の一部改正について。第14号議案 幸田町下水道条例等の一部改正について。この提案をされた5議案はいずれも消費税増税によるものであり、日本共産党は廃止を求め反対であります。よって反対についての理由を述べてまいります。

消費税をめぐる1997年の5%への税率アップ以来、新たな増税については16年間にわたって戦ってまいりました。しかし、2009年の総選挙で4年間は消費税の増税は行わないと政権交代した民主党が公約を裏切って、自民・公明だけではできなかった消費税増税法案を強行したのが、2012年8月10日であります。しかも、自民、公明、民主の3党が強行した消費税増税法は現行の5%消費税率を2014年4月から8%に、2015年10月から10%に引き上げるという前代未聞の段階的アップであります。

2013年の自民党の参議院選挙公約では、消費税は全額社会保障に使うとしていましたが、4月からの消費税増税の一方、昨年臨時国会で強行成立させた社会制度プログラム法案を受けて、憲法25条に基づく社会保障の解体を進めることが相次いでいます。年金も生活保護も削減。70歳から74歳の医療費2割負担の強行。介護保険の要支援外しなど、社会保障削減がめじろ押しであります。消費税率を8%に引き上げると、国民は8兆円もの負担であります。国民の所得が減り続けている中で、増税はあり得ないものであります。

本来、税は、その所得の負担能力に応じて課税されるものであります。ところが消費税は、所得が低いほど負担が重くなるという消費税の逆進性をより一層拡大するものであります。

その一方で主に大企業が負担している復興特別法人税を1年前倒しで、ことし3月末に廃止し、約1兆円の負担を削減しながら国民には復興特別住民税の徴収がことし6月から始まり、2024年まで10年間、均等割年額1,000円増税します。今後、アベノミクスが進めば進むほど、暮らしと営業が一層悪化することが明らかであります。消費税増税は日本経済の根幹である中小企業にも決定的な打撃を与えるものであります。

8%から、さらに10%になれば、今でさえ消費者や取引先大企業に転嫁できず、身銭を切って消費税を負担している中小企業もあり、こういった負担に耐え切れず廃業に追い込まれるケースも出てくるのが危惧されています。長期にわたって国民の所得が減少し、デフレが続く中で、消費税10%と社会保障切り捨てなど20兆円もの負担増を国民にかぶせたら、消費をさらに冷え込ませ、日本経済をどん底に突き落とすことになるのではないのでしょうか。

消費税増税に賛成という人の実に57%が社会保障のため必要だからと答えていますが、1989年の消費税導入以来、よくなった社会保障は一つもないことであります。国民が納めた消費税は、ほとんどが大企業減税の穴埋めに消えてしまい、社会保障のためになってこなかったことが、この消費税が実施されて以来、歴史が証明しております。

以上の点から、消費税率8%への引き上げを盛り込む5つの議案に反対するものがあります。

次に、第23号議案 平成26年度幸田町一般会計予算についてであります。国の新年度の予算が与党などの賛成多数で参議院で可決され成立いたしました。衆議院でも参議院でも審議期間を短縮し、例年より大幅に早い成立となったのは4月からの消費税増税を意識したからであります。

第2次安倍政権が概算要求から手がけた通年予算編成で4月1日からの消費税8%への引き上げ、年金や生活保護基準引き下げ、教育、農業、地方財政などの軒並み削減を行うなど、国民生活のあらゆるところへの負担増となっております。

一方、大企業への復興特別法人税の1年前倒しの廃止や減税を初め、国土強靱化大企業支援の成長戦略に重点を置き、新規大型開発を推し進め、戦争する国づくりの中核をなす集团的自衛権の行使を容認する解釈憲法に向けた動きで、新中期防衛計画の初年度予算として軍事費の増額であります。国の借金は膨れ上がっているにもかかわらず、消費税頼みで依然として巨額の借金を重ね、財政再建の見通しは立っていない状態です。

アベノミクスが開始されて1年余、円安誘導により一部の大企業や大株主は巨額の利益を上げており、このような経済政策のもと、幸田町においても自動車関連産業の景気回復基調により、法人町民税の売価で町税の上収を見込みました。国の成長戦略に乗っかり、物づくりの町として企業誘致、大型公共事業の布石としての予算編成となっております。本来ならば、幸田町政が先に述べたような国の悪政から町民を守る防波堤となり、福祉、暮らし、教育の充実最優先の予算編成を行うべきと主張するものであります。

一般会計131億2,000万円で、法人町民税は6億3,000万円の増収を見込む一方、個人町民税は均等割の復興増税が開始となります。地方消費交付金は消費税が8%になり、税率アップで前年度比で3,000万円増額をされます。安倍首相は消費税の増収分は福祉予算にと言ってきましたが、増税分は大企業の減税に回され、国民には負担増で、消費税増税の口実は破綻をしております。幸田町はため込んだ基金とともに町民生活を支える予算として活用すべきと求めるものであります。

また、消費税増税に伴う税制改正で、軽自動車税の増税であります。2015年4月からの新車購入を対象とし、2016年4月からの引き上げであります。自動車取得税が5%から3%になり3,200万円の減収となりました。地方分権に逆行する法人町民税の一部国税化であります。10月からの実施であるため、一部国税化となったために新年度予算は影響はないと盛り込まれていませんが、法人町民税の12.3%から9.7%に引き下げるもので、この減収は町財政にとっても打撃となります。自主財源の確保として超過課税の実施をし、社会基盤整備、防災対策などへの対応で大企業への大分の負担を求めるべきであります。

歳出では、住民に負担と犠牲を押しつけているものも問題がございます。おおむねにおきましては、住民の生活を守る予算となっていることも賛成をするわけでございますけれども、問題点を指摘して反対をしたいと思います。

マイナンバー法によるホストコンピューターのシステム改修は税と社会保障の個人情

報を一括管理し、町税強化、給付抑制を狙うとともに、権力による国民監視やプライバシーの漏えいなどが危惧されるものであります。人口の増加とともに子どもの数もふえ、子育て支援の充実を一層進めるべきで、安心して子どもを産み、育てられる町にしていきたいと思います。

放課後児童対策は、窓口一本化で充実をされたにもかかわらず、希望しても入所できない待機見合わせが相次ぎました。施設の増設を進めるべきであります。子ども子育て支援新制度は消費税と抱き合わせでの本格実施に向けております。保育を必要とする子どもの保育入所は権利であることを基本にしていくことを求めます。軽度、中等度難聴時に対する補聴器購入補助の実施を求めるものであります。岡崎市では予算に盛り込み実施します。歩調を合わせるべきではないでしょうか。

民生委員の活動が多岐にわたり、ボランティアへの協力も要求されているにもかかわらず、その活動費負担は余りにも少ないものが実態であります。しかも、ガソリン代も削られております。活動を補償するためにも大分の負担をすべきであります。

住宅リフォーム助成に国が制度化をいたしました。リフォーム助成制度の創設で、住宅の改善を促進するとともに中小零細業者の仕事づくりで地域経済の活性化を進めることにも予算を振り向けることが求められます。

消防の救急体制の充実を求めるものであります。食物アレルギーで欠かせないのが、緊急時の備えです。消防と保育園、学校など、個人情報共有で連携体制の確立を進めることを求めるものであります。

教職員の長時間労働が大きな問題となっております。過労死ラインと言われる80時間を超える在校時間が幸田町の小・中学校でも常態化しており、健康管理や多忙化解消を早急に行うべきではないでしょうか。2010年からの国の就学援助制度拡充に伴い、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費を対象とするよう拡充を求め、国基準への引き上げを求めるものであります。

今予算には耐震化対策として、地域公共施設の飛散防止フィルム張り、学校体育館耐震化対策、中学校での通級指導教室の設置などを初めとして、住民の福祉、教育の前進を進められたことに対しては評価をし賛成をするものであります。安倍政権の消費税増税や、社会保障解約など国の悪政を推し進める内容が多くあり、予算の根幹ともなっております。自治体の仕事は住民の福祉増進であり、より一層その立場に立つことを求め、本予算に対して反対とするものであります。

第25号議案 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計予算についてであります。社会保障は自助が基本という自民党安倍政権のもとで、税と社会保障の一体改革路線が加速され、社会保障の解体が進行しております。このもとで、国民皆保険制度の根幹をなす、国民健康保険制度の見直しであります。厚労省は国保の都道府県単位化を着々と進め、以降、需要を2017年度をめどと位置づけております。

幸田町は今後の状況を見きわめ判断とアンケートでも回答をしておりますが、国保を都道府県単位で運営させることで、現在自治体が行っている一般会計からの繰り入れをやめさせ、加入者の国保税の範囲で提供される医療サービスを賄う負担と給付を一体化させることで、国保税の引き上げをしないなら医療を我慢せよというものであります。

お金を使って保険外で医療サービスを使えるというものを推し進めているものであります。今でも高い国保税が、さらに過酷になることが考えられます。国保の運営が都道府県単位化すれば、住民の声を反映するのが困難となり、その実例が後期高齢者医療保険であります。

国保は社会保障及び、国民保険の向上に寄与するものとされ、国の運営責任を明確にした制度となっております。しかし、国はこの国保法を解約をして、給付費に対する国庫負担を引き下げたのを皮切りに、政府は国保に対する国の責任を次々に後退させ、その結果、国保会計の総収入に占める国庫負担の割合は、およそ50%から25%へと半減しました。国の負担をもとに戻すべきと主張するものであります。

一方、愛知県でも2010年12月に愛知県国民健康保険広域等方針が作成をされ、徴収率引き上げが当面の課題として取り組まれ、平成26年度は1万人以上5万人未満への収納率を92%と目標を達成したところに対しては、成績のよい自治体に特別交付金を交付するとしました。収納率向上を目指して、ますます過酷な取り立て、差し押さえに拍車がかかることが考えられます。国保加入者は従来、個人、農業、自営業者、高齢者などが中心でしたが、高齢者が後期高齢者医療制度に移る一方で、リストラなどによって失業者や非正規労働者、退職者が増加し、国保加入者の若年齢化、低所得者層の増加が顕著になってきております。

平均所得が大幅に下落するのに反比例して、国保税は高くなるばかりで所得に占める国保税の割合が大きくなっており、滞納世帯はふえる一方であります。予算には、国の限度額いっぱいの後期高齢者支援等分が2万円、介護納付金が2万円それぞれ引き上げられ、合計で4万円増の81万円にまで引き上げるものとなっております。

さらに、70歳から74歳の窓口負担を70歳になる人から2割に引き上げます。これでは必要な医療が抑制される危険は避けられず、高齢者生活と健康に深刻な打撃を与えます。国保は協会けんぽや共済組合などと違い、事業主負担がないことから、財政支援として一般会計からの繰り入れをしておりますが、前年度に比べ2,000万円増額し、8,000万円を繰り入れ、県内の平均値に達するようにしたというものであります。限度額の引き上げを行い、負担増加も押しつけるものであり反対するものであります。

第26号議案 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。75歳以上の高齢者を別の保険制度に囲い込み、年齢で差別する医療制度は廃止すべきであり、老人保健制度に戻すべきと主張するものであります。

今予算は4回目の保険料改定が行われ、愛知県後期高齢者医療連合は2月10日開催の広域連合議会に、平成26年、27年度と2カ年の1人当たり年間保険料を3.28%値上げする8万2,584円を提案し、所得割9%、均等割4万5,761円に引き上げました。広域連合は値上げ幅を抑えるために、剰余金32億円と基金94億円を活用したとしていますが、平成26年、27年度では、さらに97億円を基金に積み立てる計画であります。さらに限度額を国保との整合性をとるためとして、2万円増の57万円に引き上げます。

この広域連合の保険料引き上げによる幸田町の状況は、幸田町の75歳以上の加入者

は3,469人で、平成26、27年度の1人当たりの平均保険料6万5,869円であります。2.3%増を見込みました。平成24年、25年度の平均6万4,379円から見ますと、1,490円もの引き上げとなり、限度額を超える人は32人を見込むものとなりました。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人口と医療費がふえればふえるほど、保険料にはね返る仕組みであり、2年ごとの保険料改定が行われるものであります。年金で暮らす高齢者にとって、高い保険料は負担能力を超えつつあります。保険料を滞納している人が幸田町では11人にも上ります。滞納すると、正規の保険証ではなく短期保険証の発行となり、5人がこの短期保険証を交付されております。これでは必要な医療が受けられない事態につながりかねない、高齢者の健康と命にかかわる問題であります。

長生きした人たちにつらい思いをさせる医療制度は、全ての世代にとって問題だらけの差別的な制度であり、速やかに廃止し、安心して長生きできる社会保障制度へ転換すべきと求めるものであります。

第27号議案 平成26年度幸田町介護保険特別会計予算についてであります。消費税増税と社会保障解約路線を具体化した医療介護解約は、患者や利用者には大幅なサービス利用制限と負担増を強いる内容が次々と盛り込まれたことでもあります。これは安心して医療や介護を受けて暮らすことを願う高齢者、家族の切実な願いに逆らうものであります。

今回の介護保険制度の見直しは、介護の社会化の理念を完全に放棄し、公的給付を削って、介護の責任を再び家族や地域に押しつける、つまり、介護の自己責任化を押し進めるものであります。見直しの目的の一つに、介護保険制度の持続可能性の確保が掲げられ、給付削減と負担増を図る切り捨て策であります。2015年4月から予防給付の見直しで、要支援者1、2の人たちの訪問介護と通所介護を市町村事業へ丸投げする要支援外しであります。

次に、特別養護老人ホームの入所対象を原則、要介護3以上に限定をし、要介護1、2を排除するというものであります。一定以上の所得者の利用者負担の見直しで、定率1割負担を2割負担に。補足給付の見直しでは資産要件などの追加で、経度在宅困難者や、低所得者から必要な介護や行き場を奪うものとなっております。

こうした解約は2000年に介護保険の制度発足以来、初めてとなる大解約と言えるものであります。日々の保険料で、月々の保険料で収入による負担を求められた上、いざサービスを利用するときに制限や介護外し、さらに収入で差をつけられることは保険の建前に反するものであり、反対するものであります。

第29号議案 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、第30号議案 平成26年度幸田町下水道事業特別会計予算、第31号議案 平成26年度幸田町水道事業会計予算について、この3議案とも消費税増税による負担増を盛り込むものであり、一括して討論をいたします。

消費税増税は、2012年の国会で民主党と自民・公明両党が断行して成立させた消費税増税法に基づき、現在の5%の税率が2014年4月1日から8%に引き上げ、さらに2015年10月1日からは10%への引き上げが待ち構えております。消費税率

を8%に引き上げると、国民は8兆円もの負担増となります。

一方で安倍政権はもうかっている大企業への復興特別法人税の課税を前倒しで廃止しました。消費税増税で税収がふえた分は全額社会保障の充実に回すという口実は完全に投げ捨てられていることは年金や生活保護の削減を初め、70歳から74歳の医療費2割負担など、税と社会保障の一体改革の名のもとで解約されていることから明らかであります。増税が住民の暮らしと経済を、財政の増税が住民の暮らしと経済を、財政のいがみをますます激しくすると指摘できるものであり、賛成できるものではありません。

29号議案と30号議案は債務負担行為で、平成27年度から28年度まで盛り込まれていますが、今予算から3年かけて地方公営企業会計へと向けての基礎調査、資産調査が行われ、平成29年度を移行年度と目標としています。

国の移行として、平成26年度から3年間かけて準備・移行の問題ではありますが、公営企業の経営の原則は、地方財政法第6条の規定のとおり厳しい独立採算制であります。公営企業の経費はいろいろありますが、原則として当該企業の経営に伴う収入、借金も含めてであります。その収入をもって充てなければならないとされております。

下水道の普及率と、これからの区域拡大などによる大幅な事業拡大で、これからも巨額な費用負担を必要とする町の下水道事業にとって、公営企業会計に移行するとしたらどうなるのでしょうか。一般会計からの繰入支出不足分は地方債で対応するということになります。そうなれば、収支を合わせるために料金値上げが避けられない、住民負担増にならざるを得ないものとなります。

下水道整備は文化的な生活を営む上での最も基礎的なサービスの一つであります。都市部にあっては河川の浄化、環境保全など重要な課題であります。農村部では集落、集配事業など呼び方は違いますが、幸田町では積極的に取り組まれている下水道事業であります。

このように公共下水道事業が、地方自治体の基礎的なサービスである限り、その事業費は租税をもって充当すべきであるのが大原則だと思います。下水道法は受益者分担金の徴収を可能にしていますが、下水道整備に租税以外に住民負担を求めることについては問題であると指摘し、反対してきました。

公営企業会計に移行することで、住民負担増も考えられることから到底賛成できないものであると表明し、反対討論といたします。

○議長（大嶽 弘君） ここで、途中ではありますが、10分間休憩とします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（大嶽 弘君） 賛成討論を行います。賛成討論はありますか。

1番、中根秋男君。

〔1番 中根秋男君 登壇〕

○1番（中根秋男君） 本定例会に上程されました第12号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について、第31号議案 平成26年度幸田町水道事業会計予算の議案に対しまして、賛成の立場から討論させていただきます。

初めに第12号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正についてであります。幸田町地区計画において、新たに幸田岩堀地区整備計画区域を定め、建築物の制限を追加するものでありますが、今後、便利で住みよいまちづくりのために、第一種住居地域として住宅の環境悪化をもたらす恐れのある施設の混在を防止することは必要であります。また、当地区は本町の中心地として活性化と健全かつ利便性の高い住宅地の形成に向けさらなる努力をお願いします。

次に、第31号議案 平成26年度幸田町水道事業会計予算であります。水道施設の老朽化に対しまして、大災害時のライフラインの機能が停止されると大変心配される平成26年度予算編成に当たっては、長野ポンプ場の改修工事に着手され、大いに評価するものであります。

さらに、荻谷小学校までの災害時の避難対策として、配水管布設工事に対しても速やかに対応を求めるものである。なお、第9号、10号、11号、13号、14号議案については、消費税等の増税に伴うものでありますが、各種税法の解釈に当たっては誤りのないよう十分に留意いただくことをお願いして賛成討論といたします。

〔1番 中根秋男君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております案件について、順次討論をしてまいります。予算特別委員会でもお断りをいたしましたように、少々時間を要しますのでよろしく願いいたします。

議案番号4 幸田町職員給与に関する条例の一部改正についてであります。この条例案は55歳到達職員の、それ以降の昇給を停止をするというものであります。公務員の給与は職務、職階で格付、号給が上がらない限り、給与改善はないというものであります。55歳で昇給停止をすることは、生活改善の道を閉ざすものであります。保育士は5級どまりで、それ以上の格付はございません。昇給停止は現状固定で我慢を強いるというものであります。

これまでは55歳到達者についても4号給以上のアップがされてまいりました。しかし、これからは勤務成績が極めて良好、あるいは特に良好である場合に限り2号給、1号給の昇給をするというものであります。こうした成績給を生活給のレベルに持ち込むことは、良好な職場環境づくりに逆行するものであります。

さらに、現在6級に格付をされている56歳以上の職員は、基本給、地域手当など、1.5%がカットされております。55歳昇給停止も。さらに、これらの職員の生活を脅かすものであり、カットは中止をすべきでございます。

要求資料で提出をされました職員の年齢別構成表で明らかにされていますように、3年後にはポスト余りが、そういう現象が生まれてまいります。このチャンスを生かして、肥大化した行政組織機構を抜本的に見直すべきであります。職員給が職務、職階で格付される給与体系にあるとき、ポストをふやさない限り格付されない。昇給しないという現行給与体系の縛りの中で、ジレンマに陥ることなく、給与体系の号給の抜本的な見直

しを進め、簡素で効率的、住民本位で民主的な行政組織のあるべき姿を追求する絶好の機会と捉えて、組織機構改革を進めるべきだと提起をするものであります。この4号議案は、安心して定年を迎えられる職場と待遇づくりと相入れない議案内容であることを指摘をするものであります。

議案番号9 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について、議案番号10 幸田町道路占用料条例の一部改正について、議案番号11 幸田町河川占用料等条例の一部改正について、議案番号13 幸田町都市公園条例の一部改正について、議案番号14 幸田町下水道条例等の一部改正について、以上5件は、消費税増税に対応した条例改正であります。

議案番号9から14までの4件は、1カ月未満にかかる消費税転化であります。増税する負担額が少額で、既に実質的に負担をさせ徴収している。その額が100円に達していない額であるために、その影響はないとするものであります。そもそも100円徴収に問題があるものであります。100円以下は全て100円に切り上げ徴収しているからであります。それは、まさに負担は既に達しているから影響がないというものであります。まさに悪代官行政のそしりを受けるもので、悪代官行政を追認し容認するものではありません。

14号議案は水道使用料、集落排水使用料、下水道使用料の消費税転化であります。まさに生活そのものへの消費税転化であります。上下水道使用量に消費税増税転化は、夫婦と子ども2人のモデル世帯では、年間2,150円の負担増であります。そもそも消費税は、自民党の公約違反税制であります。3%から始まり5%、そしてこの4月から8%、さらに10%へのタイムスケジュールが言われる中で、厚生年金の保険料、国民年金保険料も4月から負担増が押しつけられてまいります。

その一方で、公的年金の支給額は引き下げられ社会保険料の増加とデフレ不況で、手取り収入が減っている。そこに消費税増税が追い打ちをかけると。さらに6月からは10年間、東日本大震災復興増税の一環として、住民税に年1,000円が上積みされてまいります。まさに収入は減り続け、年金支給額は下がり続ける。さらに追い打ちをかけて、その痛みを肌身に感じさせるのが、この議案の消費税増税であります。

次に、23号議案 平成26年度幸田町一般会計予算であります。町長は施政方針、リーマンショック前の町税、93億円を基準税収額と位置づけて、26年度予算は10億円もの大幅減収だと強調をし、財政の厳しさを強調、年々増加している扶助費などの経常経費が財政を圧迫する一因になっていると嘆いておみえであります。

幸田町は若い層を中心に人口がふえております。子育て支援は重要な施策であります。その大半は扶助費であります。子育て支援、高齢化対策を進めれば扶助費はふえてまいります。扶助費などの増加を財政圧迫の一因だと強調をすることは、行政サービス、行政水準の切り下げを正当化をし容認するもので、とても認められるものではありません。

歳入、歳出、順を追って討論をしてまいります。

個人町民税と固定資産税の減免規定の内容を充実すべきであります。特に公私の扶助を減免規定の中心に置き、さらなる拡充をすべきであります。国民健康保険だとか介護保険だとか、減免規定がございますから、個人町民税、固定資産税の減免基準を参考に

している現状から、個人町民税、固定資産税の減免を充実すべきであります。

また、納税が困難なときに適用をされる管下の猶予は、及び滞納の猶予は、この制度の見直しがされました。納税者の申告でも認める制度が新設をされました。また両制度に分割納付の規定が整備されることになり、大いに利用すべきだと。その制度と活用をPRすべきであります。まず、差し押さえありきの滞納対策ではなく、また、滞納を放置したり、滞納額がふえ、納税が困難になることを防ぐためにも、この制度の活用を活用すべきであります。

法人住民税の一部を国税化で標準税率が12.3%から9.7%へ、2.6ポイント引き下げられます。町長の言う、徴税93億円が基準税収額だという基準税収額の回復は、はるかかなたの課題になりかねません。指をくわえて回復を待つのではなくて、財源確保で社会的な集積の利益を享受している大企業に社会的責任を求め、適正課税、14.7%の税率が12.1%へと2.6ポイント引き下げられますが、適正課税を実施をすれば、1億9,000万円もの新たな財源を確保できるものであります。

全国の都市の80%以上が実施をし、財源の確保をしております。町長は企業誘致の障害になるかのような論法を展開をしますが、実施をしているこれらの都市には企業進出がないのか、そのような事例は全くございません。企業誘致や企業活動の展開がされていることは御存じのとおりであります。実施をしたくないがために取ってつけた、へ理屈の類であります。町長の言う93億円、町税収入額達成のためにも実施をされるべきであります。

町税見込み額は、今年度26年度予算で83億円余りであります。それは余りにも控え目な数字であります。個人町民税で1億円以上、法人住民税で少なくとも2億円以上の財源が留保されたり、増収見込みがされている指摘をするものであります。

今年度予算と同じ予算を組み立てて、12月補正予算や3月補正予算、法人住民税や町税全体で15億円ものお金が、税金が、暮らしに役立てられることもなく、基金に積み上げられていく、この予算編成。まさに予算や施策のことが、この26年度の中でも引き続き、推し進められると県が懸念を指摘するものであります。

結婚歴がある1人親は、所得税法上の寡婦控除が受けられるのに、結婚歴のない非婚の場合は受けられないのはおかしいと、是正を求める声が広がっております。非婚の1人親にも寡婦控除が適用されるとみなして、保育料の減免を進める自治体がふえております。これは昨年9月4日、最高裁の大法廷の判決で、法律上結婚していない男女間に生まれた子どもの遺産相続分について、父母が婚姻関係になかったという子どもにとってはみずからが選択をする余地のない事柄を理由にして、その子に不利益を及ぼすことは許されないという判決の内容であります。

この最高裁の判決を受けて、昨年12月には民法が改正をされて、相続差別は解消をされました。これは、結婚歴の有無で寡婦控除の適用を差別したり、子に不利益を及ぼすことは許されないということでもあります。非婚の1人親を差別する根拠は失われたものであります。非婚の1人親を対象にしたみなし寡婦控除を適用をし、支援をすべきであります。保育料の多子減免は、2人目半額、3人目以降無料は、その子が卒園をするまで適用をすべきであります。さらに、指摘契約時もその対象にすべきであります。

次は、歳出であります。

公用車点検業務委託について、毎月1回決められた日に公用車48台の点検が自治体には点検されずに、すり抜けている実態を知りながら、有効で適切な手だてをとらず見逃しておる。そのことによる問題点は、旧新設ダンプの廃車処分にかかる行政の無責任体質、無作為体質と、業者をかばい立てし弁護し、なれ合いのもとで幕を引くという理解しがたい実態が明らかになりました。点検業務は無償でされているのではありません。税金を使いながら、点検をすり抜けても有効で適切な手だてをとらず、万全と税金を払い続け、責任担当部署も曖昧にすると、この実態はまさにお役所仕事。税金天国の最たるものであります。点検すり抜けに対する対策と責任の部署は。担当部署と財政課双方が記録を保存する。点検の実際をダブルチェックをするなどの手だては最低限必要な対策であります。

企業立地の工業団地開発予備調査事業、1,290万円の予算化であります。企業あつての幸田町という感覚の町長のもとでの予算化であります。日本で1番企業活動をしやすいまちづくりとは、幸田町を企業城下町にしていく道筋であります。そこには主権者たる町民の暮らしを守り、命を守ることは二の次、三の次、そのけ企業様のお通りだという危険性を払うものであります。

保育園行政で毎年のごとく入所定員がふやさされ、私的契約児を入所させる実態についての議会からの指摘がございました。そもそも私的契約児という概念が納得できないものであります。集団保育を希望する全ての子どもが、保育されるべきであります。指摘契約児だとか、あるいは契約児だとかの線引きは国が財政負担を理由にして持ち出している線引きであります。

さらに議会での指摘は、私的契約児は切り捨てよう、こういう論法であります。切り捨てられた私的契約児の受け入れ先は私立の幼稚園が受け持つ。私立幼稚園は定員割れを起し、経営も大変だと。その定員割れの要因をつくっているのが行政の私的契約児の入所であります。私的契約児を切り捨てよ、この論法はまさに私立幼稚園の定員割れ救済の論法だと指摘するものであります。まさに極めて乱暴な主張であります。

さらに保育園行政で見過ごせない保育士の雇用実態であります。25年度の保育士と調理員の総数は258名。そのうち正規の保育士は59名。嘱託保育士は96名。非常勤保育士は75名であります。さらに正規の調理員は11名。非常勤調理員は17名。保育士230名中正規保育士はわずかに59名の25%。非正規保育士が171名。75%を占めている実態は改めるべきであります。集団保育と心の発達の実現を目指すにふさわしい安定した雇用体系と保育体制の充実を図るべきであります。

介護予防活動支援事業は一直線に、介護保険の対象者にならないための支援事業であります。門戸を狭くしたり、敷居を高くして使いにくい支援事業にしないために、予算をふやし、使い勝手のいい支援事業を目指すべきであります。一般廃棄物収集処理事業は自治事務、つまり幸田町の事務事業であります。その経費負担を住民に求めてはならないと法に定められております。しかし、ごみ集積所施設整備に当たって、関係者が補助金交付申請をした、そのときに道路占用許可証を、許可を得てくださいなどとする対応を町はしております。本末転倒であります。

道路占用許可が必要なら、町が許可を得ることであって、住民を使って許可をとらせる、そういう性格のものではございません。町がみずからの事務事業として、必要な全ての段どりを取り、住民には協力と御理解を求めるものであります。ましてや、ごみ集積場の整備に補助金を交付するという感覚はまさに本末転倒であります。これは上から目線で、行政がやってやるから住民は黙って従えというお役所感覚であります。

予算特別委員会での議論を踏まえ、改める事柄はきっちりと改めて、今後の対応が試される問題だと指摘をするものであります。幸田町一般廃棄物収集施設整備事業補助金交付要綱は、全面的に改めて、住民や地元で補助金を交付する立場からではなくて、集積施設整備や町の負担と責任で整備をし、集積施設利用への住民の協力と理解を求める町の責任を明確にした内容に全面的に改めるべきであります。

シルバー人材センターに委託しているチップ化職場の環境は劣悪の一言であります。トイレと手洗い場の設置は人間としての尊厳であり、最低限整備する問題であります。早急に設置、整備すべきであります。

幸田駅南の駐輪場に雨よけのシェルター設置を急ぐべきであります。強風で倒れた自転車、雨にぬれた自転車、自転車のサドルが冷たい雨にぬれて、大須賀町政の貧しさを、冷たさを、無頓着さを、お尻を通して実感させているのが駐輪場の実態ではないでしょうか。幸田駅前区画整理事業との関係云々などといったことをあげつらってみえます。それは口実でしかないと受けとめております。Bブロックの事業展開の見通しは皆無に近いと指摘をされている現状でございます。早急に雨にぬれず、強風にも倒れない駐輪場の整備を急ぐべきであります。

区画整理事業は良好な住環境の整備、住宅用地の創出を目指す事業であります。開発を優先する余り、関係地権者や関係者の意見、声に耳を傾けず、事業を推し進めるべきではございません。例え時間がかかろうとも創出者の意見を時間をかけてじっくりと話し合いを進めるべきであります。切って捨てるような対応は事業の進展にマイナス面を生み出すだけであります。

さらに区画整理事業を通して生み出される宅地が定住人口をふやす、これに貢献をする土地利用を目指すものであるかどうかが問われてまいります。幸田町には土地利用の政策や、定住化増を目指す安定した人口増の町にするための誘導的な政策は何ひとつありません。

町長は地権者が減歩でまちづくりすることに、行政は土地利用について口出しはできないとする答弁をされております。減歩とは、土地の型どりで区画整理をするから土地利用について口出しはできない、この感覚であります。では、なぜ区画整理をされるのか、良好な住環境と宅地の創出を通してまちづくりをするものではございませんか。事業に補助金を出しても土地利用を通して、どんな町を目指すのか、どういう人に住んでほしいのかという政策を持ち合わせていない行政の実態、成り行き任せで、補助金さえ出せばいいという町長の感覚ではないですか。

リーマンショック後の1年間で幸田町から転出をしていった住民が1,000人を超えた実態を直視すれば、その要因は明らかであります。4戸に1戸が共同住宅の町という幸田町の住宅の実態をしっかりと受けとめて、定住化促進の政策を持つべきでありま

す。

幸田町政を特徴づけるものの一つに、借地行政がございます。14万2,000平方メートル、年間5,200万円の借地料は固定経費化し、財政の硬直化、経常費増高に拍車をかけるものであります。経常費比率が県下でワースト3位だと強調する議論がございました。なぜか固定経費で経常経費比率を増高に貢献をしている借地行政には口をつぐんで、物を言わず、これでは町の実態を見ない議論だと指摘できるものであります。

就学援助の基準額が変わりました。予算編成時に間に合わなかったということであり、旧基準額での予算措置ですが、予算措置はそうであったとしても基準を引き上げて、新基準で対応されることを求めるものであります。

また、豊坂小学校のトイレ臭対策、子どもたちにとっては耐えがたいものであります。保護者からも強く、その改善を求められている事業であります。3カ年、各年度、400万円の、3カ年1,200万円とのこととございますが、豊坂小学校に3カ年集中してトイレ臭解消対策をするのではなくて、26年度は豊坂小学校、27年度は幸田小学校、28年度は坂崎小学校という3カ年の計画の内容のようであります。

豊坂小学校には教室と体育館、合計13カ所のトイレがあります。年400万円で1カ所ですから、13カ年のトイレ臭解消には、何と13年必要だというのであります。これでいいのでしょうか。町内6小学校の校舎と体育館には少なく見積もっても110カ所以上のトイレがあります。トイレ臭の強弱はございます。しかし早晩、トイレ臭対策と、全小学校の全トイレの全面的な改修が求められているものであります。

豊坂小学校のトイレ臭対策の400万円はワンフロアに。つまり、3階建ての校舎では各階ごとの計画の計算ですので、各階には2カ所から3カ所のトイレがございます。その1カ所みのトイレ臭対策、これが400万円あります。1年1カ所のトイレ臭対策では110カ所のトイレ臭対策が終わるのは100年先でも、まだ改修できないというトイレが残っているという実態であります。少なくとも毎年1校ずつ、全てのトイレに、におい改修対策実施は最低であります。早急に全てのトイレ臭を解消する計画と事業展開を求めるものであります。さらにまた、これらの学校は災害時の避難所にもなっている施設でもございます。

次に議案番号29 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、議案番号30 平成26年度幸田町下水道事業特別会計予算、この2議案に共通する問題は受益者負担金分担金の徴収であります。

受益者負担金の公的な位置づけや、その限界を明らかにすることなく事業費の財源をつくり出すために求めているのが受益の享受と負担であります。そもそも受益者負担金とは、特別な受益を受ける、その受益の限度において負担をするのが受益者負担金であります。集落排水も下水道事業も、事業の実現によってもたらされる受益は特別な受益などではなく、ごく一般的な受益である。その受益の享受は憲法で規定をされております健康で文化的、衛生的な生活を営める国民の権利の実現であり、特別な受益などではございません。

ましてや、受益の限度が集落排水にあつては事業費の8%で、下水道にあつては土地1平方メートル当たり400円であり、450円などという受益の限度の負担などあり

得ないものであります。それがまさに事業費の財源を捻出をするために、負担を求めるために持ち出しているのが受益者負担金分担金であります。特別な受益の限度において、負担が求められる受益者負担金とは全く質の異なる住民負担の強制が受益者負担金分担金であります。

さらにこの2議案に共通するのが、公営企業会計移行業務に関する経費、集落排水事業にあつては1,730万円。下水道事業にあつては2,600万円を債務負担行為議決を求めているものであります。集落排水事業が、下水道事業が、なぜ公営企業会計に移行しなければならないのか。必要にして十分な説明、理解を求めることもなく、政府が公営企業会計への移行を決めたからというものであります。

幸田町の、この2会計予算の内容は財源構成を受益者負担金分担金と使用料収入と一般会計からの繰入金によって構成をされております。自己財源が極めて脆弱で、集落排水では自己財源たる使用料収入は8,500万円、歳入に占める構成比は22.06%であります。一般会計からの繰り入れは2億8,943万円。その構成比は75.13%であります。

下水道会計では使用料収入は2億1,500万円。歳入に占める構成比率は27.5%。不足分は一般会計からの繰り入れ4億3,342万円、その構成比は55.61%であります。つまり、一般会計からの繰り入れに頼らなければ、財政運営が成り立たない財務の実態、財務体質がございます。

このような脆弱な財務実態にある集落排水事業、下水道事業会計、公営企業会計を導入すれば、移行すればどうなるのかと、公営企業会計は独立採算制の財務運営、会計処理が強制をされてまいります。

自己財源が乏しく、他会計に依存をしなければ財務運営、財務管理ができない、その実態は独立採算制の会計処理原則から大きく逸脱しているのが実態であります。財務体質の強化などの名目で、自己財源の強化が強制をされる。他会計に依存をする財務体質の転換を求めてくるのは明らかであります。そのようなときにどう対処するのかと、自己財源化の強化の名目で使用料を値上げをする、借金をする、そして収入をふやす、あるいは受益者負担金分担金を引き上げる以外に自己財源の強化と充実の道はございません。

若干の時間的経過はあるでしょうが、住民負担をとめどもなく引き上げていく会計処理。それがまさに独立採算制が強制をされる公営企業会計への移行の最大の問題であります。このような大きな問題、課題を持つ集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計の財務処理を公営企業会計に強制的に移行させることに容認できるものではございません。

議案番号31 平成26年度幸田町水道事業会計予算であります。自民党の公約違反で導入をされた消費税は、自民党政権のもとで3%で始まり、5%、そして4月から8%へと増税をされ、住民の暮らしを直撃し脅かすものであります。29号議案、30号議案、31号議案、その3議案に共通する消費税増税を住民に負担を押しつけるものであり、とても賛成できない立場を明らかにして討論いたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここで、途中ではありますが、10分間休憩とします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

2番、杉浦君。

〔2番 杉浦あきら君 登壇〕

○2番（杉浦あきら君） 議長のお許しをいただきましたので述べさせていただきます。

第23号議案 平成26年度幸田町一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。社会情勢は、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動減が心配されますが、経済対策などの推進による堅調な内需に支えられ、景気の回復が見込まれています。

本庁におきましても、町税、固定資産税、法人税など回復傾向にあり、前年度比11.8%増の83億6,840万円となります。このような状況の中、新年度においても施設等の建設に重点を置く行政ではなく、身近な事業を重視し、災害に強く安心して暮らせるまちづくりの実現を重点とし、中央小学校大規模改造、橋梁長寿命化修繕計画、公共施設の飛散防止フィルム張り、防犯カメラの設置などは住民の安全・安心を考えた施策ではないかと考えます。

それと健康福祉においては、第二次健康こうた21計画の実践により、子ども、働き盛り、熟年期などの町民の健康づくりの推進に取り組んでおり、特に予防事業、住民健診、がん検診等の推進に力を入れております。それに、最近の本町における人口増加の共働き家庭の子育て支援、就学前児童の受け入れ、児童クラブにおける放課後児童の受け入れ拡大と、若い世代への取り組みを推進しております。

また、本年は町村合併60周年を迎え、記念行事等が予算化されています。記念式典、記念コンサート、NHKのど自慢など、記念事業が予定されており、町民とともに一体となり、60年の節目の年を盛り上げ、町の内外に幸田町の魅力を発信することを期待します。

最小の経費で最大の効果をと、地方自治の原則を十分に認識し、効率的、効果的な事務事業の執行を図り、住民サービスの向上、安全・安心なまちづくりに一層努めてもらいたいとお願いし、賛成討論といたします。

〔2番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に原案反対の方の発言を許します。反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結といたします。

ここでお知らせをします。先ほどの委員長報告の中で、予算特別委員会審査結果報告

について、15番、浅井委員長から発言の申し出がありましたので発言を許します。

15番、浅井君。

〔15番 浅井武光君 登壇〕

○15番（浅井武光君） 先ほどの29号議案について報告いたします。

予算特別委員会審査結果報告書におきまして記載漏れがありましたので、追加して報告をさせていただきます。

予算特別委員会審査結果報告書6ページをお願いいたします。

議案番号第29号、議案名、平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算概要の欄中、農業集落排水事業運営費の次に（第2条）債務負担行為の追加をお願いいたします。なお、資料につきましては、後ほど差しかえていただきますので、よろしく願いして報告に変えさせていただきます。

以上です。

〔15番 浅井武光君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ただいまの報告について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 質疑なしと認め、これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第2号議案 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第2号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第3号議案 幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第4号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案 幸田町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第6号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第7号議案 幸田町社会教育委員に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第8号議案 幸田町青少年問題協議会条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第9号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第10号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第11号議案 幸田町河川占用料等条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第12号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第12号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第13号議案 幸田町都市公園条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第13号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第14号議案 幸田町下水道条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第14号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第15号議案 町道路線の認定及び廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第15号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第23号議案 平成26年度幸田町一般会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第23号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第24号議案 平成26年度幸田町土地取得特別会計予算、本案に対する委員

長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第24号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第25号議案 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第25号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第26号議案 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第26号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第27号議案 平成26年度幸田町介護保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第27号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第28号議案 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第28号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第29号議案 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第29号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第30号議案 平成26年度幸田町下水道事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第30号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第31号議案 平成26年度幸田町下水道事業会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第31号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は採択であります。陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第1号は、採択することに決しました。



日程第3

○議長（大嶽 弘君） 日程第3、議員提出議案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、議員提出議案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）の提出について、説明を求めます。

13番、丸山千代子君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 議員提出議案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出をいたします。

平成26年3月26日

提出者	幸田町議会議員	丸山千代子
賛成者	幸田町議会議員	中根 秋男
〃	〃	都築 一三
〃	〃	池田 久男
〃	〃	浅井 武光

提案理由

「手話言語法」制定を求める必要があるからである。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）の朗読をもって説明とさせていただきます。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使う、ろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要である。

よって、政府においては、下記事項を講ずるよう強く要望する。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月26日

愛知県額田郡幸田町議会

（提出先）

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官 宛

以上でございます。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案第1号について質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いします。

議員提出議案第1号について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 質疑なしと認め、以上で議員提出議案第1号の質疑を打ち切ります。
これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議員提出議案第1号について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

議員提出議案第1号「手話言語法」制定を求める意見書(案)の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大嶽 弘君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決されました。

日程第4

○議長(大嶽 弘君) 日程第4、第32号議案 字の区域の設定及び変更について、第33号議案 幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) それでは、単行議案第32号議案、第33号議案につきまして、提案理由を説明させていただきます。

本日の提出議案書1ページをお開きいただきたいと思います。第32号議案、字の区

域の設定及び変更についてであります。地方自治法第260条第1項の規定に基づき、幸田相見特定土地区画整理事業の換地処分の広告があった日の翌日から、本町内の別図第1に示す区域において、字の区域を別図第2のとおり設定及び変更するものであります。

本日追加に提案させていただきました理由は幸田相見土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域の設定及び変更をする必要があるからであります。本件につきましては、3月10日付、幸田相見特定土地区画整理組合理事長名において土地区画整理事業にかかる換地処分を行うに当たり、字の区域の設定及び変更の必要があるため、変更調書を初めとする関係資料を付して依頼がありましたので、御審議をお願いするものでございます。

2ページをごらんいただきたいと存じます。左側の地区名であります。相見地区としております。次に、字の区域の設定及び変更内訳であります。見出し部として、番号と新たに画する区域を示しております。続きまして、その区域を画する従前の字名、地番等が記載してあります。今回お願いします、新たに設定する区域につきましては、全体を大字相見とし、2ページから9ページまでにおいて、その大字相見の中に12の小字を画するものであります。

2ページの上段の1番目、大字相見字蒲原を画する区域につきましては、大字高力字蒲原1の1から2ページの中ほどの字藪ノ西1から3までの各一部、23の一部及びこれらの区域に隣接、介在する道路、水路である公有地の全部までの土地を大字相見字蒲原とするものであります。

以下同様に、2ページ中段から9ページ下段まで、2番目といたしまして大字相見字沖原、3番目といたしまして大字相見字越丸、4番目といたしまして大字相見字相見、5番目といたしまして大字相見字阿原、6番目が大字相見字新田内、7番目といたしまして大字相見字四十五間、8番目が大字相見字西屋敷、9番目が大字相見字北鷺田、10番目が大字相見字東山、11番目が大字相見字寺西、12番目が大字相見字縄手下。

以上、新たな字名となる12小字の土地と、その区画を画する従前の字名、地番等を表示させていただいております。

続きまして、区画整理事業に伴い、区域外へ編入となる区域についてであります。9ページの下段から10ページでございます。

13番目といたしまして大字高力字昭和、14番目、大字高力字大正、15番目が大字高力馬頭、16番目、大字高力字越丸、17番目が大字菱池字寺東、18番目が大字菱池字家下、19番目、大字菱池字内宮、20番目が大字菱池弓場、21番目が大字菱池字烏島、22番目が大字菱池字中吉、23番目が大字菱池字蓮池。

以上、11の小字が区画整理区域外への編入となる区域でございます。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。別図第1であります。これは字の区域の設定及び変更する区域と従前の字界、字名を表示した図面であります。

12ページをお開きいただきたいと思います。別図の第2であります。これは区画整理事業の換地後の字界、字名を表示した図面であります。

議案関係資料につきましては、1ページから9ページまででございます。若干、関係資料の説明をさせていただきます。まず、1ページをお願いいたします。関係資料でご

ございます。今回、字の区域の設定及び変更をする区域の位置図であります。

2ページをお開きいただきたいと思いますが、2ページから5ページであります、これは新たに字の区域を設定します従前の小字単位の面積一覧表と区画整理区域外の字の編入する区域の小字ごとの面積一覧表であります。

6ページをお願いいたします。字の区域の設定及び変更に係る字名称の設定及び廃止の一覧表であります。

7ページから8ページをお開きいただきたいと存じます。今回、字区域の設定及び変更に関連しまして、関連行政区であります高力区と鷺田区においては行政界も変更されることとなるため、高力及び鷺田の両区の方々により構成された区割り調整会議を開催し、主に行政界についての検討を行ってまいりました。その検討経過の一覧表であります。

9ページをお願いいたします。今回の区画整理事業に伴います字区域の設定及び変更と、行政界をお示した図面を参考につけさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書の13ページをお願いいたします。第33号議案でございます。幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、平成25年12月13日に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布施行され、消防団員の処遇改善を図るため必要な処置を講ずることが義務づけられました。

本法律を受け、消防団員等公務災害補償等共済基金から市町村に支払う消防団員退職報償金の支払い額を増額するため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い必要があるからでございます。

14ページから15ページを別表でございますけど、ごらんいただきたいと存じます。改正の概要につきましては、この法律施行令においては退職報償金の支払いは勤務年数から5年以上と想定されており、今回の退職報償金の額を一律5万円、最低支給額を20万円に引き上げるものであります。階級が団員で、勤務年数が5年以上10年未満の場合は、現行の14万4,000円を最低支給額の20万円に。これ以外の場合にあっては一律5万円の増額となるよう改めるものであります。

また、退職報償金の支払いを受けた退職消防団員が再入団し、正・副団長となった4年、または正・副分団長となった2年等は法律施行令に5年未満の規定がなく該当しないため、幸田町におきましては従前から勤務年数が2年以上5年未満についても条例で規定しております。したがって、今回のこの部分につきましても法律施行令の引き上げ額を基準とし、改正するものであります。その他、軸の整理をするものであります。施行期日につきましては、平成26年4月1日からであります。関係資料につきましては、10ページから13ページでございます。御参照いただきます。

以上、追加提案いたしました2件につきまして説明をさせていただきました。可決承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は、終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限にかんがみ、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第32号議案の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 字の区域の設定あるいは変更という内容であります。それぞれの地域における、いわゆる大字は別にしまして小字については、いろんな歴史がございます。その地形に合った名前が、先人たちがいろんな経験を積みながら、その地域に合った小字がつけられてきた、これが経過だと思うんですね。そうした点から見まして、幸田町では、この字の区域の変更についてはやけどをしたという表現が適切であるかどうかはともかくとして、やけどをした経過がございますよね。

それは、磯部町政時代に補助整備を終えて換地処分がされた。その中で字の区域の変更を新設という形の中で、兵九下という地域があった。この地域については元町長の大浦さんの自宅前から、南のほうにずっと下がっていく農道と言いますか町道がございます。その7、80メートル行ったところに、その名称はわかりません。看板がございます。案内看板だということで、そもそもこの兵九下、この地名の由来は何だ、こういうことが書いてあります。一言でいえば、深溝松平とはそもそも何ぞやと。これは私の読み方。見方、読み方は人さまざまであります。しかし、その磯部町政時代に当時の長老の議員が兵九下を当局の提案で抹消しちゃったと。新しい区域の中に編入して兵九下という表現をなくす議案が提出をされて、議会で長老議員の長講一席ということで大変な問題がありまして、議案が修正されたんですよ。

当局が、その定例会中に思いが至らなかったと。誤りさんぺいして兵九下という地名を、いわゆる小字を入れた。こういう経過がある。その経過については、その案内板に書いてあるわけじゃない。要は、その地名の中で、兵九下とはそもそも何ぞやと。深溝松平とは何ぞやという由緒が書いてある。

今回の議案の関係でも、ここでいきますと関係資料です。関係資料の6ページに新設する字、いわゆる小字、廃止をする字、新設が12カ所、廃止が21カ所ということがあります。この地域につきましても、先人がいろんな、その地域における気象条件だとか、災害だとか、そういうものを含んだ中で地名が設けられたという経過が、どこの地域でもあると思うんです。ですから私が申し上げたいのは、表現が悪くてごめんなさいですが、めったやたらに今ある小字を勝手にいいように廃止をしてしまうということはいかなるもんかと。こういう点で、やっぱりその地元のことは地元のいわゆる長老と言われる方々が、その長老の先輩の方々からみんな言い伝えられて、この地名に持つ意味合いというのは引き継がれてきておるといふふうに私は思います。

そういった点から含めて、その小字を廃止をするに当たって、地元ではどう対応されてきたのか、まずこの点から説明答弁を求めます。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、区画整理のほうでの小字の提案ということでございますの

で、こちらのほうから一部お答えさせていただきますけども、今、12の小字が消滅するという形、廃止するという形になるわけですが、これにつきましては、区画整理の検討の中で、基本的には地元の役員様方に投げかけながら、地元のほうで検討していただいていた。その中で、なくなる消滅する部分について、これについても全体的に小字について、24年度になるかと思うんですけども、地元の先生等にも確認しながらおりましたが、なかなか過去の経過からして、この小字についての由来、こういったものははっきりしたものがないということから、これについては極力残しながらも結果的に、この12の小字については消滅というような状況になったものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） もちろんそういう経過があつて、こういう廃止が21、新設が12と、こういう経過がということの中で私が申し上げたいのは、それぞれの地域には地域の特性があります。その地域の特性を小字で表現してきたのが先人たちの知恵なんですよ。先人たちの知恵をわかりやすくすればいいじゃないかという形で勝手にという言い方が適切かどうかは知りませんが、廃止をしたり線を引くのを、真っすぐに線を引いてみたり、こんなこんなこんなというよりも、わかりやすくする。そういう中で、先人たちのその地域における気象条件とか、災害とか、そういうものに対応するための地名というものがおろそかにされてきたのではないだろうか、こういう懸念を持つわけです。

ですから、先ほど深溝の兵九下というのも、兵九下にはそれなりの歴史があると。その歴史とは深溝松平とはそもそも何ぞやという原因をつくったものが書いてありますよ。こういう経験則を学んできて、今回の新設区とあわせて小字がどう検討されてきたのかという点でいくと表現が悪くてごめんですが、きょう提出をされました要求資料の中の字の区域の設定及び変更についての町政会議の委員名簿が出されております。つらつら読ませていただいて、見させていただいておりますが、いわゆるその地域に精通した長老の方で肩書のない方というのが入ってないわけやね。みんな役職です。みんな役職の方が、区長経験者だとか議員だとか、そういう人たちがここに裏名を連ねておられる。議員になったら途端に、その地域の過去の歴史も含めて、風土も含めて、災害に強いということとか、そういう先人たちの教訓が全部網羅されてるのかといたら、そんなない。

ですから、私はこの名簿がいいとかじゃなくて、要は先人たちの教訓を今日まで伝えられている長老の人たちに、この名簿にあるとかないかにかかわらず、きちんとお聞きになって、残すべきところは残していくと、そういう中で換地処分にとって一番いい方法というのは、それはまあやられてきた経過からいったらこれが一番いいわというのはわからんでもない。わからんでもないけれども、そういうものに対してはどうなのかという点で答弁がいただきたいわけでありませう。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 要求資料の中の1ページでございます。区割り調整会の委員ということで、高力、鷺田それぞれ、この肩書、役職にあるような形での委員さんでもって検討をされてきたという中でございますけども、この中でも小字の由来というのはなかなか把握が歴史的な部分、文献等も調べておりますけども、なかなかはっきりするも

のがないということから、これは区画整理サイドで先ほどお答えさせていただいた地元のそういった先生にもお聞きしたということですが、結果的にそういった資料、文献等はないということでございますので、そういった中では結果的に消滅する住民の字が、これはいたし方ないというふうな状況で提案させていただいている状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まあ何回も言うような感じですが、そういう経過があるからこそ提案されてたということなんです。私が申し上げたいのは表向きの、こういう役職、区長経験者だとか、区画組合の幹部だとか、町会議員だとか、そういう表向きの役職者、無難なところだと。しかし、実際はここへ来る前に、言い方悪いけど舞台裏で長老の皆さん方に、ちょっと教えてくれんかねと、こういう経過があったかどうかということなんです。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） そういったことにつきましても、先ほど最初の質疑のほうで言われた昭和60年の9月議会のことだと思いますけども、そこで里のモデル地区、補助整備の関係でのもので、字を極力残すような、いわゆるそういった問題、課題が出たという中で、この相見地区についても同じように極力残すような形を検討しながら、そういった中で長老というか、地元の役職の方、こういった方にお聞きして、さらに地元の先生にお聞きして、いわゆる歴史的にある程度把握されている先生にお聞きしたというふうな状況でございます。繰り返しの答弁になってしまいますけども、そういった面では、この区割り検討町政会議の委員のほかに地元のそういった長老とっていいのかわかりませんが、その先生にお聞きしておるという状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、第32号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩とします。

午後は、1時から会議を開きます。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

ここで、午前中に御審議いただきました予算特別委員会審査結果報告書につきまして、修正したものをお手元に配付させていただきましたので、よろしくお願ひします。

次に、第33号議案の質疑を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、第33号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会

への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております2件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第32号議案 字の区域の設定及び変更について、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大嶽 弘君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第32号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第33号議案 幸田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大嶽 弘君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第33号議案は、原案どおり可決されました。

日程第5

○議長(大嶽 弘君) 日程第5、閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件を議題とします。

会議規則第73条の規定により、お手元に配布のとおり、各委員長から各委員会における所管する事項について、閉会中も審査及び調査について、終了するまで継続し、これを行いたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員会の申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長申し出のとおり決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて平成26年3月3日招集された第1回幸田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時04分

○議長（大嶽 弘君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成26年第1回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方には、本定例会に当たりまして、去る3月3日から本日までの24日間の大変長い間にわたり、大変御多用にもかかわらず、終始、熱心に御審議をいただき、私どもから提案させていただきました全議案とも可決・承認を賜りまして、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

成立させていただきました各議案の執行に当たりましては、本会議・委員会の審議の際にいただきました御意見・御提言等を重く受けとめて、町民福祉の増進と町政発展のために努力をしまいる所存でありますので、よろしく願いをいたします。

また、7名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どなたの御質問も時宜を得た内容で、その都度答弁させていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に活かしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

特に平成26年度予算関係につきましては、税収等に回復の兆しも見られますが、引き続き持続可能な財政運営を心がけながら、町村合併という節目の年を迎え、一歩ずつ着実に前進することを目指して、災害に強く、安心して暮らせるまちづくりに向け、最大限の努力を傾けてまいりますので、よろしく願いを申し上げます。

ここで、3点ほど御報告をさせていただきます。

1件目は、人事異動の件でございます。

今年度末に13名の職員が退職する予定でございまして、これまでそれぞれの立場で努力をしてくれましたことに改めて謝意を表したいと思っております。とりわけ、その中には部次長級4名が含まれております。長きにわたり勤務いただいた環境経済部長の

山本幸一君、住民子ども部次長兼こども課長の児玉幸彦君、会計管理者兼出納室長の小山信之君、消防次長兼予防防災課長の齋藤正敏君であります。幸田町行政の発展のためにそれぞれの持ち場で行政実務の要として努力をしてくださいました。私といたしましても、心からその功績に謝意をあらわしたいと存じます。

山本環境経済部長につきましては、昭和52年に本町の職員として採用され、37年にわたり勤務され、平成19年には下水道課長、平成22年には土木課長、平成23年には防災安全課長、そして平成25年からは環境経済部長として環境行政や産業振興等の推進に尽力をしてくださいました。

児玉住民子ども部次長につきましては、昭和49年に本町職員として採用され、40年にわたり勤務され、平成22年にはこども児童課長、平成24年にはこども課長、そして平成25年から住民子ども部次長となりまして、子育て行政の推進に尽力をしてくださいました。

小山会計管理者につきましては、昭和53年に本町職員として採用され、36年にわたり勤務され、平成23年には生涯学習課長に、そして平成25年には会計管理者兼出納室長を担当し、文化やスポーツ、また財政収支部門の要として寄与していただきました。

齋藤消防次長につきましては、昭和52年に本町消防職員として採用され、37年にわたり勤務され、平成23年には消防署長、平成25年には消防次長兼予防防災課長となり、消防行政の推進に尽力をしてくださいました。

惜別の念は残るわけではありますが、改めてこれまでの努力に謝意を表するとともに、健康に留意され、これからも現役の職員に対する指導・助言とあわせ、引き続き町政を見守ってほしいと願っているところでございます。

次に、新年度の4月1日の人事異動でございます。お手元に届いているかと思いますが、新規採用職員は21名とし職員総数は336名で、昨年対比で7名の増員であります。今回の異動は総勢126名でございます。異動に当たっての基本的な考え方は、効率的な行政運営を引き続き円滑に推進するために課長職の1名を部長職に、課長職の1名の次長級の会計管理者兼出納室長に、主幹の6名を課長職に、課長補佐の1名を課長職に昇格させるなどの異動を中心として行いました。

また、女性の登用、消防職員、保育職員の充実も図っております。このほか、名古屋大学への職員派遣につきましては、平成23年から引き続き、減災センターへ派遣するとともに、新たに未来社会創造機構へも派遣することといたしました。また、愛知県産業立地通商課への職員派遣や、東日本大震災による災害復興支援のための昨年に引き続き、宮城県の南三陸町への職員の派遣も行ってまいります。

新年度に入りましたら新体制のもと、私を初め職員一人一人が知恵と工夫を凝らし、常に住民目線で行政運営を心がけ、住民の信頼にこたえてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

2点目は、広報こうたの件でございます。町の広報誌である公報こうたが平成25年度愛知県公報コンクールにおいて、応募しました町村の部で1枚写真、組み写真の3部門全てにおいて特選を授与しました。受賞は昨年の2部門特選、1部門入選に続いているものでありまして、今後受賞作品は愛知県の代表作品として全国広報コンクールに推薦

されます。これも議会広報との本当にありがたいことだなというふうに思っております。

3点目は、島原藩主深溝松平墓所の国指定についての件でございます。昨年11月15日に文部科学大臣に答申されました本工事の深溝松平墓所につきましては、本年3月18日付の官報で告示され、本史跡が国指定史跡として指定されましたので、御報告いたします。今後、この件につきましては、広く町民の皆様とともに周知してまいりたいというふうに考えております。

最後に、議員の皆様方におかれましては、くれぐれも健康に御留意をいただきますよう、そして町政に対しましても変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、お礼の御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここで3月末日に退職されます山本環境経済部長、児玉住民子ども部次長兼こども課長、小山会計管理者兼出納室長、齋藤消防次長兼予防防災課長の4名から発言の申し入れがありましたので、発言を許します。

〔環境経済部長 山本幸一君 登壇〕

○環境経済部長（山本幸一君） ちょっと緊張しております、あそこからここまで来る間、時間かかりまして、大変申しわけございません。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、皆様の貴重なお時間をおかりしまして、退職に当たり一言お礼を申し上げたいと思います。

先ほど、町長から申されたとおり、私、幸田町に就職しまして37年間が過ぎております。過ぎてしまえば、あっという間の退職ということになりました。昭和52年に都市計画課に配属されてから、ほとんど事業分野、ほとんどそれ一筋でございました。その後、防災安全課を経て現職を務めさせていただきました。この間に学校、保育園、庁舎、また道路、ため池等、多くの施設の建設に携わり、物をつくる喜びを感じ、とても楽しい思い出となっております。

しかし、3.11東日本大震災の被災地を視察するに至りまして、その光景が今も心、また脳裏に焼きつき、これが最大の思い出となってしまいました。これにつきましては、テレビ、ラジオ等で流れるたびに胸が熱くなる思いでございます。

退職後は、この被災地でお世話になった方々のお礼と復旧・復興の状況をまた見てもraitたいと思っております。

こうしてつつがなく、この日を迎えることができましたものも、議員の皆様を初め、先輩の指導、同僚、後輩の支援・協力のおかげと心より感謝しております。これまで至らない点ばかりで皆様には御迷惑ばかりおかけして、言葉ではあらわせないほどお世話になり、多くのことを教えていただきました。改めてお礼を申し上げます。

これからは1町民として、この幸田町を応援していきたいと思っております。

最後に皆様におかれましては健康に御留意いただき、ますます活躍されますよう、そして幸田町のさらなる発展をお祈り申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。長い間、ありがとうございました。

〔環境経済部長 山本幸一君 降壇〕

〔住民子ども部次長兼こども課長 児玉幸彦君 登壇〕

○住民子ども部次長兼こども課長（児玉幸彦君） 失礼します。私、児玉幸彦は昭和49年、19歳で幸田町の役場へ就職して40年、大変お世話になりました。

職場といたしましては、産業振興課、あるいは土木課など事業畑で21年、それから教育委員会の生涯学習課のスポーツ関係で16年、その後、現在のこども課で4年経験させていただきました。どこの職場においても私は精いっぱいやったつもりですけれども、繊細、非才な身でありますので、町民のため、あるいは役場のためになったかどうか、はっきりとはわかりません。

ただ、しかし形として残ったものとしたしましては、町民プール、弓道場、そして今回の鷺田保育園の増築等などが形として残ったものであります。用地の関係につきましても、いろいろと関係させていただきました。もちろん私一人だけの力でなし遂げたものではないことは十分承知しております。

4月からはシルバー人材センターの事務局でお世話になることになりました。皆さん、今後も御指導いただくことをお願い申し上げます。

長い間、本当にありがとうございました。

〔住民子ども部次長兼こども課長 児玉幸彦君 降壇〕

〔会計管理者兼出納室長 小山信之君 登壇〕

○会計管理者兼出納室長（小山信之君） 私、小山信之でございます。全体の奉仕者としてお誓い申し上げ36年間、私なりに努力をしてきたつもりでございます。

結果はどういうふうに出ておるか、今後の自分の姿を顧みたいというふうに考えております。議員各位の皆様方におかれましては、長い間、御指導を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

4月1日からは、学校給食会のほうでお世話になるようになりましたので、また議員様とは御縁があるかと、こういうふうに思っております。また、その節はお声をかけていただきたいと、こう思います。

長い間、どうもありがとうございました。

〔会計管理者兼出納室長 小山信之君 降壇〕

〔消防次長兼予防防災課長 齋藤正敏君 登壇〕

○消防次長兼予防防災課長（齋藤正敏君） 議長のお許しをいただきましたので、皆様の貴重なお時間おかりして、退職に当たり一言お礼を述べさせていただきます。

また、ただいま、町長より身に余るお言葉をいただき、大変ありがとうございました。

消防署に入署以来、あっという間の37年間でした。昭和52年4月に消防署に配属されてから、消防一筋で現職を務めてさせていただきました。この間、花火工場での爆発事故、共同住宅でのガス爆発事故、台風等の集中豪雨による河川の災害等がございました。現場に出動し、自分のもとより、職員にもけがもなく無事勤務し、退職させていただきますことは、ひとえに議員の皆様初め、先輩、同僚の温かい御指導、御支援のたまものと、心より感謝申し上げます。

これからは、皆様からいただいた御厚情を胸に、そして今までの経験を生かし、1町民として幸田町を応援していきたいと思っております。

最後になりましたが、議員の皆様の御健勝と、ますますの御活躍をお祈りいたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

今まで本当にお世話になりました。ありがとうございました。

〔消防次長兼予防防災課長 齋藤正敏君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 退職されます各位におかれましては、長年にわたり町行政に御尽力いただき、まことにありがとうございました。

席にお戻りください。

議員各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、また、議事の進行に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

理事者各位には、成立しました各議案の執行に当たって、審議の過程において表明されました意見・要望等を十分尊重し、適切に運用され、一層の努力をされることを申し上げます。

大変長時間にわたる御審議、御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

ここで1点、御連絡申し上げます。

議会運営委員の方は、この後、打ち合わせを行います。5分後、1時30分、第2委員会室へ御集合ください。

これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年3月26日

議 長

議 員

議 員